

地方行政委員會議録第六十八号

(二〇九〇)

昭和二十七年六月十二日(木曜日)

午前十一時四十七分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事 河原伊三郎君 理事 野村孝太郎君

理事 吉田吉太郎君 理事 床次 徳二君

理事 門司 亮君

池見 茂隆君

門脇勝太郎君

前尾繁三郎君

立花 敏男君

大石ヨシユ君

出席政府委員

地方自治

事務次官

藤野 繁雄君

總理府事務官

長野 士郎君

地方自治

行政課長

總理府事務官

奥野 誠亮君

地方自治

財政課長

總理府事務官

佐久間 馨君

地方自治

公務員課長

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

六月十二日

委員小川原政信君、黒澤富次郎君及

び玉置信一君辭任につき、その補欠

として橋直治君、生田和平君及び小

玉治行君が議長の指名で委員に選任

された。

本日の會議に付した事件

地方公營企業法案(内閣提出第一一

五号)

○吉田委員長代理

これより會議を

開きます。委員長の指名により、私が

暫時委員長の職務を行います。

地方公營企業法案を議題として質疑

を行います。質疑を許します。立花

君。

○立花委員 公營企業法の建前なん

ですが、これは一応一般會計から切り離

して、独立採算制の建前で經營をやつ

て行くということなんです、第三条

に「經濟性を發揮する」という言葉があ

るのですが、この經濟性とは一体どう

いう意味なのか、承つておきたいと思

います。

○長野政府委員 第三条の「經濟性」と

申しますのは、企業は、公營企業であ

りましようとも、私企業でありましよう

とも、企業一般に通じますところ

の、近代的な企業經營の原則というも

のがある。そういう企業自体の經營原

則、經營法則というものに着目して表

現をいたしておるのであります。従い

まして、別な言葉で申しますと、企業

の合理性、効率性というようにお考え

いただいてもいいのではないかとと思

います。

○立花委員 効率性というのは広い意味

なんです、効率性という言葉を経済性

という言葉で置きかえましたことに

は、やはり意味があると思うのです

が、効率は効率でも、経済的な効率で

あるということには間違いないので

で、これは言葉をかえて言えば、營利

主義といえますか、經濟性の本質は營

利性だ。經濟性は營利性に通ずると思

うのですが、その点どうお考えです

か。

○長野政府委員 經濟性と申しますの

は、企業は、人あるいは物、そういう

両方の要素の結合によりまして、生産

活動を行いますところの一つの經濟單

位であるということが言えると思うの

であります、その点におきまして

は、私企業である、公企業である

を問います、そういう意味での生産

活動を行います単位であるということ

になるんじゃないかと考えているわけ

であります。しかしながら、私企業で

ありますならば、企業の終局的目的が

利潤の追求とか、そういうことに直接

かわりがあるかと思ひますが、ここ

で申しておりますのは、企業のいわゆ

る所有と經營の分離ということがよく

言われておりますが、その中でいわゆ

る企業經營そのものの原則をとらえ

まして、その場合に企業の經濟性を發揮

する。生産性を高め、効率を上げる。

従つて企業活動自体の經濟性を全体と

して發揮する、こういうふうにお考え

しているわけですか。

○立花委員 効率性とか、經濟性と

か、非常に上品な言葉が使われてお

りますが、問題は、やはりもうけた方が

いいという、普通の言葉でいうところ

の經濟性の考え方にほかならない。經

濟性を發揮するということとは、もうけ

るということ、あなたの言われた利潤

を追求するということも、經濟性の發

揮の中の重要な部分なんです、そうい

うことが第三条にうたわれておる。しか

もこれが經營の基本原則であるとい

うことになつて参ります、自治体が

ざわざ經營いたしますところの公營企

業が、性格が根本的に違つて来るの

はないか。自治体が公營企業をやり

ますのは、それが住民の生活に不可欠

である。多少の經濟性は無視しても、自

治体が大きな財力、あるいは集中さ

れた計画力で、それを住民のために遂

行し經營して行くというのが、自治体

の經營する公營企業の建前であらば

ならないと思ふ。しかもその際には社

会性の面も加味されて参ります、そ

の自治体の中の貧困者、生活の困難な

者に対しても、それが十分利用できる

というふうな社会性まで加味されてい

なければならぬと思ふ。經營の基本

原則は、そういうふうな公共性がある

いは社会性というものが、まず第一に考

えらるべきである。普通の一般經營と

同じように、經濟性を發揮することが

基本原則というに至りましては、私は

公營企業そのもののあり方の本質を疑

わざるを得ない。ここにこの法案の根

本的な性格があると思ふのですが、そ

の点どうお考えになつておりますか、

承りたい。

○長野政府委員 地方公營企業が一般

の私企業と異なりまして、いわゆる地

方公共団体の公共の事務の一つとして

行われる。従いまして、企業經營の目

的は、公共の福祉を増進するというこ

とになつてはならない。しかも住民の

日常生活に常に直結して、生活の手段

と化しているような事業について、公

營企業が行われているということであ

りますから、一般の住民の利益を増進

するという形で行われるのが、地方公

營企業の大原則である、こういう点に

つきましてはお話の通りであらうと思

います。ただ地方公營企業法案におき

ましては、そういう一般原則によりま

すいわけの公共性と申しますか、公益

性と申しますか、そういうことを強調

するために立案するというよりは、そ

ういふ公營企業でありまして、しかしな

がら、ただその企業經營のあり方として

は、あくまでも能率を發揮し、効率性を

高めて行くということではなければなら

ませんので、この地方公營企業法の目

的は、実にその点にかかつて行つてい

ておられます、企業の合理的な目的に

するよう組織を定めますとか、ある

いは財務につきましては、いわゆる官

庁會計方式を離れまして、企業會計の

方式をとりまして、企業經營の機構が

よく明らかになるようにして参ります

とか、あるいは企業に従事する職員に

つきましては、一般の公務員とは違つ

た特別な労働関係を打立てて行くとい

うようなことを考へておるのでありま

して、むしろこの法案におきましては、

公共の福祉を増進するというその本来

の目的を達成いたしますために、企業

經營自体としては、その効率性や合理

性をあくまでも發揮いたしまして企業

の能率を高めて行くということを目的

にいたしまして、地方公營企業法案を

つくろつておられるのでござりますの

で、そこでまずこの法案といたしまして

第一類第三号

地方行政委員會議録第六十八号

昭和二十七年六月十二日

第一類第三号

地方行政委員會議録第六十八号

昭和二十七年六月十二日

第一類第三号

地方行政委員會議録第六十八号

昭和二十七年六月十二日

第一類第三号

地方行政委員會議録第六十八号

昭和二十七年六月十二日

第一類第三号

地方行政委員會議録第六十八号

昭和二十七年六月十二日

第一類第三号

地方行政委員會議録第六十八号

昭和二十七年六月十二日

第一類第三号

地方行政委員會議録第六十八号

昭和二十七年六月十二日

第一類第三号

地方行政委員會議録第六十八号

昭和二十七年六月十二日

第一類第三号

地方行政委員會議録第六十八号

昭和二十七年六月十二日

第一類第三号

地方行政委員會議録第六十八号

昭和二十七年六月十二日

第一類第三号

地方行政委員會議録第六十八号

昭和二十七年六月十二日

は、企業の経済性を發揮するという点を特に強調しているわけであり、しかしながら、第三条におきましては、それを強調すると同時に、その次におきまして、その本来の目的である公共の福祉の増進という大目的を、あくまでも追求しているのだということを明らかにしているわけであり、

○立花委員 本来の目的が公共の福祉の増進にあるのであるならば、その運営の基本原則も、経済性に置かれるべきではなくて、公共性あるいは社会性というものに当然重点が置かれて強調されるべきだと思う。本来の目的は公共の福祉を増進するといながら、企業の基本原則は利潤の追求にあるのだという事になつて参りますと、これはまづたくはぐな形が出て参りました、結局においては公共の福祉が実現されないとこのことになるのは明瞭だと思ふ。ここにこの法案の根本的な矛盾があり、住民の利益に反する基本的な性格があるのではない。多少の利益、多少の経済性を無視いたしまして、公営企業の経営は遂行されなければならぬので、経済性が原則であるというようなことは次の問題だと思ふ。この法案が特にこの点を強調したことは、何と申しまして、この法案の根本的な欠陥であり、反国民的な規定だと思ふ。ある一私企業がそういう原則を立てるのなら、これは当然だと思ふが、自治体がわざ／＼人員をさき、あるいは費用をさいて経営いたします公営企業の経営の原則が、経済性、利潤の追求にあつては、これはもつてのはかなんだ。私は根本的な公営企業法案の性格を疑わざるを得ないのであります。

「そこから次に移りますが、公営企業が利潤をあげたときには、その処分は一体どうなるのか、承つておきたい。」

○長野政府委員 先ほどの経済性という字句に關してでございますが、この経済性と申しますのは、繰り返して申すやうで失礼でございますが、利潤の追求ということでございます。これは公共性を追求する公企業におきましても、利潤を追求する私企業におきましても、企業としての生産活動を営んでおります経済単位につきましては、そのもの自体としては、最も合理的に、技術的に行われて行かなければならぬということについて、経営の原則というものは私企業、公企業を通ずる近代企業の経営にはあり得るという事を明らかにしておるのであります。

それから剰余金の処分、これは三十二条の方にあります。いわゆる公営企業で利潤がありました場合には三十二条に剰余金の処分という規定がありまして、これは欠損がありまるときには欠損の補填に充てて、それから資本準備金や事業の積立金として積み立てて行くということも、一つの原則としておるわけであり、その利益を利益準備金あるいは資本準備金として積み立てましたものは、企業債の償還その他条項で定める支出に充てる場合を除くほか、処分をすることができないのです。また利益剰余金がありました場合は、そういうものはすべて企業自体の建設改良でありますとか、従業員の厚生施設でありますとか、料金の引下げでありますとか、あるいは欠損がありました場合は、まず欠損の補填を

いたしますというやうなことに、予定しようとしておるわけであり、

○立花委員 その残りはどうするので

○長野政府委員 この残りにつきましては、それでもなおかつ剰余金があるという事になります。これは議会の議決を経て定めるところであり、

○立花委員 一般会計へ繰入れられるという事、それはものによつてはあり得るわけであり、しかしながら要はあくまでも独立採算制によりまして、十七条によりまして経営に伴う収入をもつて充てて行くということであり、

○立花委員 企業は建前として、公営企業は一般の住民に広く利用されるものでございまして、公営企業において収益を上げましてそれによつて一般財源をカバーして行くというやうな行き方は、これは公営企業の原則からいまして適當のものではない、こういうふうな考えをしております。

○立花委員 適當なものではないと考へるなら、なぜはつきりここに書かないか。

○長野政府委員 この企業につきましては、一般会計から特別会計へ繰入れることを行つておるものもあり、建設改良等に基きましてあるいは災害復旧等の関係によりまして、一般会計から特別会計に繰入れまして、事業を興して行くというやうなものもたくさんございまして、業種を必ずしも一律にどういふ場合にはどうしなればならぬという事を規定いたしたすよりは、やはり剰余金につきまして原則としては企業自体の改良でありますとか、企業に従事する職員につ

いての厚生施設なり、企業の引上げという点に使うことを原則としております。けれども地方団体の要求がありますれば、他の私企業等の建設改良のために、これを繰入れて行くということも、あえて敬遠すべきことではないものと考えております。

○立花委員 そこに非常にあいまいさがあるわけだ。さういふから第三条の問題で経済性というものは利潤の追求ではない、営利主義ではないと言つておられますが、さて出て参りました利益剰余金につきましては、一般会計に繰入れるという事をあなたは言つておる。しかもそれに対しては何らの制限も規定もここに書いてないわけなんです。ほかのことに使つてはいけないという事を、はつきり言つておられないが、法文の上ではそういうことはちつとも出て来ない。こういう公営企業から上つたものは一般会計に繰入れたら、あるいはそういうことは原則としてはしてはならないというふうな規定は、当然私はここに書き入れるべきだと思ふ。しかも一般会計から特別会計に繰入れたものにつきましては、返済を明確に規定しておき、ところが逆に特別会計から一般会計に繰入れたものについては、返済の規定がないわけなんです。これだと自治体の一般会計が公営企業を利用いたしましてその利潤は吸ひ上げる。そこで得られました利益剰余金は、一般会計へ繰れども無制限に吸ひ上げない、しかし逆に一般会計から私企業に貸し出したものは必ず返済を規定する、こういうことが明白になつておる。ここに第三条と三十二条との関

係があるのであります。自治体がどういふ立場で公営企業を利用しようとしておるかという事は明白だと思ふのですが、その点をひとつ承りたい。

○長野政府委員 第三条の経済性という言葉は、利潤の追求を意味しているものであつて、従つてその規定は当然にこの利益剰余金の処分とかそういう規定と、関連性を持つて規定をされてゐるというやうな御意見であると思ひますが、第三条の経済性と申しますのは、経済的な単位としての企業自体の効率を高めるといふことでありまして、これが当然に第三十二条の剰余金の処分と、密接不可分の関係があると考へてゐるわけではないのであつて、利益剰余金につきましては先ほどもお話申し上げましたやうに、まず事業自体の建設なり、あるいは改良拡張工事というやうなものに用いられるのが當然の趣旨であります。それ以外に剰余金がありました場合に、他の公営企業建設のためにその資金を使うなり、あるいは特殊の事情によりまして、一般会計から補填を受けているやうな場合に、それを一般会計に繰りもどすなり、そういう措置を講ずることには適當でありますし、なお事情によつて必要がありました場合に、地方団体の一般会計の財源としてこれを譲渡すること、これは認めざるを得ない場合もあるものであります。企業自体の剰余金の処分は、その企業自体に限るのであるという事を規定することにしていないわけであり、

○立花委員 ここに大きな矛盾がありますので、これだけを切り離して考えましても、その企業が赤字になりました場合は、一般会計から借りしましたも

のは必ず返さなければいけない、しかしその企業に利益ができた場合、それは無制限に一般会計に繰入れ、これを矛盾とお感じになりませんか。しかもその企業の利益金といふのはどこから出て来たのかといふ一般利用、すなわちその自治体の住民の負担したものである。これを一般会計へ繰入れたら、しかもそれに対して何らの制限もなしに返済の規定もない。赤字が出た場合は一般会計から繰入れたのは必ず返済するという規定は非常に矛盾していると思う。この点を矛盾とお感じにならないのかどうか、これをひとつ明白にしたい。

○奥野政府委員 第三条の企業の経済性を発揮するというふうな言葉から、何が収益的に事業を行つて、そうして一般会計へ特別会計から繰入れることを期待しているのではないだろうかというふうな考え方を持っておられるのじやないかと思つております。それでこの第三条でうたつております「企業の経済性を発揮する」というふうな意味について、若干敷衍させていただきます。

御承知のように一般会計の場合には必要な財源は租税負担でまかなわれるわけであります。従いまして一般会計の支出といふものはできるだけこれを切り詰めてやつて行かなければならぬ。行政費が多ければ多いほど、租税負担を多くしなければならぬわけであります。ところが企業の予算を考へて参りますならば、たとえば水道のごときは需要が多い、あるいはまたバスのごときは需要が多い、その場合には収入も多くなるわけであります。半

面水道の拡張工事をやる、あるいはバスをたくさん購入できるようにガソリンをたくさん購入する。言いかえればそれだけ多くの支出もせられるわけであります。その限りにおいては必ずしも歳出の増大を心配する必要はないわけであります。そういうふうな建前から考へて参りますと、一般会計の場合には、できる限り歳出を抑制して行かなければならぬ。特別会計の場合には、歳出の抑制を必ずしも考へる必要はない。収入はふえる、あるいはサービスを増加できる限りにおいては、むしろ歳出を増やすように努力してもよろしい、こういうふうな考え方によつてもできるわけであります。そういうふうな意味から、また一方においては現金の面を非常に強く考へまして、すべて現金の支出をもつて決算をするようにいたして参つて来ております。ところが企業会計の場合においては、現実には金を払いましても、すでに買ったものはやはり費用として計上して行かなければならぬ、また現金を受取りましても、すでに収入されるものと権利が確定いたしましたものについては収益に計上して行く、こういうふうなやり方を参るわけであります。そういうところから現在行政部について行われまうような予算決算の運営と、企業会計について行われまうような予算決算の運営とは、非常に違いがあるわけであります。一方は極端に租税負担を少くするやうな方向において運営されて行かなければならぬ。他方はそこに書いてありますやうな意味の経済性の発揮というのを念頭に置いて、予算決算の運営に當つて行かなければならぬ。

面水道の拡張工事をやる、あるいはバスをたくさん購入する。言いかえればそれだけ多くの支出もせられるわけであります。その限りにおいては必ずしも歳出の増大を心配する必要はないわけであります。そういうふうな建前から考へて参りますと、一般会計の場合には、できる限り歳出を抑制して行かなければならぬ。特別会計の場合には、歳出の抑制を必ずしも考へる必要はない。収入はふえる、あるいはサービスを増加できる限りにおいては、むしろ歳出を増やすように努力してもよろしい、こういうふうな考え方によつてもできるわけであります。そういうふうな意味から、また一方においては現金の面を非常に強く考へまして、すべて現金の支出をもつて決算をするようにいたして参つて来ております。ところが企業会計の場合においては、現実には金を払いましても、すでに買ったものはやはり費用として計上して行かなければならぬ、また現金を受取りましても、すでに収入されるものと権利が確定いたしましたものについては収益に計上して行く、こういうふうなやり方を参るわけであります。そういうところから現在行政部について行われまうような予算決算の運営と、企業会計について行われまうような予算決算の運営とは、非常に違いがあるわけであります。一方は極端に租税負担を少くするやうな方向において運営されて行かなければならぬ。他方はそこに書いてありますやうな意味の経済性の発揮というのを念頭に置いて、予算決算の運営に當つて行かなければならぬ。

そういうことを考へてゐるわけであります。しかしながら、これらの企業会計におきましては、特別会計で、言いかえれば独立採算制というものを建前にして参りますが、独立採算制といふことを建前にしているといふことは、言いかえれば特別会計から一般会計へ繰入れることを建前にしてはいてないわけであります。元来公企業によりまして利益を受けますものは特定のものでありますので、それを使用した人においてそれらの費用を支弁して行かうというふうな建前、それがひいては独立採算制の建前をとつてゐる考へであるのであります。従いまして、一般会計から繰入れられたものについては、原則的に繰りもどしをしなければならぬといふやうなことは、原則的には予定してないわけであります。原則的には予定してありませんので、そのような趣旨の規定はことさら置かなかつたのであります。それから立花さんは第三条との関係から、特別会計から一般会計へ繰入れることを建前にしてゐるのではないかと懸念を持っておるやうであります。ただいま私が申し上げましたやうな趣旨で、この法律案を立案したおかげであります。独立採算制の建前は、特別会計から一般会計へ繰入れることは原則とすべきものでないといふやうな考へておるわけでありまして、またその趣旨でこの規定も設けておるつもりであります。

○立花委員 私は、独立採算制そのものを承認しておられません。独立採算制が不承認であると同時に、さらにそれを経済性という言葉で強調しておる。しかも三十二条に、利益剰余金は一般会計へ繰入れるという規定がはつきりある。原則ではないと言われまうが、三十二条に議会の議決を経て繰入れることが当然予想される規定があるわけなんです。これは何と申しましても独立採算制をとり、さらにその経済性を強調し、できて参りました利益剰余金を一般会計に繰入れるという規定であると思う。これは否定することができないと思う。しかも逆に、一般会計から繰入れましたものは必ず返済するといふことになつておるやうなので、ここに大きな矛盾がある。しかも私も公営企業といふものをながめます場合に、それは住民の生活と密着いたしたもので利用せざるを得ないものなす。たとえば水道あるいは電気、ガス、あるいは太陽の光線、空気と同じやうなものなので、利用せざるを得ないものです。独立採算制をとつて一般会計がこれのめんどろを見ないといふ建前自体私は間違つておると思う。ここに問題があると思つてゐます。しかも利益剰余金は一般会計へ繰入れるが、そういう企業に対する赤字の補填は、必ず返還しなければいけないといふやうな規定は、これはいたづらに料金をつり上げて、料金の負担において、公営企業全部をまかなつて行かうといふ考へ方なんです。さういふ三条で指摘しましたやうに、公営企業を持つ公共性あるいは社会性といふやうなものは完全に無視されて、経済性だけが強調されておる結果が、最も明白に暴露されておると思う。だから公営企業とは、多少の利益を無視いたしましても、公共の福祉の増進であれば、利益を無視してやらなければならぬ場合がある。

あるいは住民の生活状態を考慮いたしまして、料金はやはり一定の社会的な見地から決定されなければならぬものである。こういうことを完全に無視されて、経済性だけが経営の基本原則になる、しかも利益金は一般会計へ繰入れられて、赤字は返済しなければならぬ。これでは公営企業といふことはできません。一般の私企業と同じである。そこを走つておられます各バス会社のバスと、都の経営いたしますバスと何の区別もないわけである。あるいは私鉄と都電との区別もなくなつてしまつて、そんなやつこしいものはないものなら、都はもうそういう公営企業をやらないで、バス会社や私鉄会社にまかしてしまふべき。何を好んで仕事の多い自治体が、こういう公営企業を運営しなければならぬかという理由が、ちつともわからない。都民が自治体に公営企業をやらしておるのには、料金が社会的な性格を帯びて、一般庶民階級が十分利用できるやうなものであり、しかも都民の必要に応じて不便なところも、経済性を無視して自治体の経営いたします公営企業の利益に均霑し得るという建前こそが、自治体の公営企業でなければならぬと思つてゐる。ここに私はこの法案の大きな矛盾があるのではないかと思つてゐます。その点どう説明なさるか、もう一度承りたい。

○奥野政府委員 三十二条の三項の「議会の議決を経て定めなければならぬ」といふ言葉を、特別会計から一般会計へ繰入れることを念頭に置いて規定しておるやうに解釈されておるやうで、実は私驚いたのであります。これはまったくそういう意味ではないの

あるいは住民の生活状態を考慮いたしまして、料金はやはり一定の社会的な見地から決定されなければならぬものである。こういうことを完全に無視されて、経済性だけが経営の基本原則になる、しかも利益金は一般会計へ繰入れられて、赤字は返済しなければならぬ。これでは公営企業といふことはできません。一般の私企業と同じである。そこを走つておられます各バス会社のバスと、都の経営いたしますバスと何の区別もないわけである。あるいは私鉄と都電との区別もなくなつてしまつて、そんなやつこしいものはないものなら、都はもうそういう公営企業をやらないで、バス会社や私鉄会社にまかしてしまふべき。何を好んで仕事の多い自治体が、こういう公営企業を運営しなければならぬかという理由が、ちつともわからない。都民が自治体に公営企業をやらしておるのには、料金が社会的な性格を帯びて、一般庶民階級が十分利用できるやうなものであり、しかも都民の必要に応じて不便なところも、経済性を無視して自治体の経営いたします公営企業の利益に均霑し得るという建前こそが、自治体の公営企業でなければならぬと思つてゐる。ここに私はこの法案の大きな矛盾があるのではないかと思つてゐます。その点どう説明なさるか、もう一度承りたい。

○奥野政府委員 三十二条の三項の「議会の議決を経て定めなければならぬ」といふ言葉を、特別会計から一般会計へ繰入れることを念頭に置いて規定しておるやうに解釈されておるやうで、実は私驚いたのであります。これはまったくそういう意味ではないの

でありまして、利益剰余金の処分については、予算でこれは使い方をきめて行くものであります。しかしながら、予算に規定いたしませんでも、処分の方法として議会の議決があるというところを書いてあるだけのことでありまして、たとえば毎年度の予算をつくり出すときに、最初からある程度利益の生ずることを予定する。その利益の一部をもつて建設事業をやる。言いかえれば、建設事業の財源に最初から利益剰余金を予定してかかる場合がございまして、こういう場合には、予算ですでに利益剰余金を建設事業にまわすということも予定しているわけでありまして、それから、それでよろしいわけでありまして、予算では利益剰余金の処分を何らかの考えで、たとえば利益剰余金が出ますと、それを職員の厚生費に持つて行くとか、あるいは地方債が十分でなかつたので、建設費の方へ持つて行くとか、そういうようなことを、予算にのつて定めていなくても、議会の議決を経て定めることができるというふうな考え方のもとに、この規定を置いたわけでありまして、やはり利益剰余金といひましても、企業会計の中で使うことを前提にしているわけでありまして、それをやはり予算で定めて行くことが経当なだけけれども、予算で定めませんでも使える。しかしその場合には議会の議決を経なければならぬということとを、ことさらに断つていっているのであります。一般会計から特別会計にまわします場合には、特別に第十八条の規定を置いてあるわけでありまして、特別会計から一般会計に繰入れるけれども、特別会計から一般会計に繰入れるにつきましては、特段の規定を置いていない

のであります。もちろん禁止規定も置いていないわけでありまして、そういう筋道は別段この法案の中には予定していないのであります。もとより公営企業の経営に当りましては、その中に産業政策を加味したしりたり、あるいは社会政策を加味したしりたり、ある方法がとられなければならないし、またこういう公営企業によつてとれるというところを考慮しているわけでありまして、たとえばかつて東京で配電事業を経営しておりましたときに、生活保護を受けておりました、定額燈をつけているような人の料金はとらない、あるいは安くした。あるいは都電の利用者にしましても、早朝の利用者については割引をするとかいふ、社会政策的な見地を加味してあるわけでありまして、収益的な見地で考えているわけではありませんが、三十二条の三項はそういう意味は全然ないことを特に御了解願つておきたいと思ひます。

○立花委員 君の理解の問題じやない。それでは特別会計から一般会計へ繰入れることは全然ないと言われるのかどうか。三十二条の二項では私は当然でできると思ふのだが、あなたはできないと言われるのかどうか。できるのかできないのか、どつちなんですか。

○奥野政府委員 私は、禁止してないと言つたわけですが、禁止してないが、この規定の議決を経て定めなければならないというところは、何を前提に考へていられるかという、特別会計の内部で処分する場合のことを前提において考へていられる。しかしながらもとより例外的に、一般会計へ繰入れようと思へば、議決を経たらできましよう。できましようが、この規定の建前は、これをすらすらと見ていただいたらわかりますように、利益剰余金の処分は一般的には予算に組み入れないでやつておるのであります。しかしながら公営企業としては、原則としてはやはり予算に定めさせよう、しかしながら予算に定めさせないものにつぎましては議会の議決を経させよう、こういうような考へ方でありまして、一般に会社等の経理をござんになりました場合に、利益剰余金というものをどういうふうに入分しているか、これはやはり予算に入れないで別途にきめて処分しておるのが普通だろつと思ひます。その場合におきましても、公営企業においては議会の議決を経る行為、こういう立場から来ております。

○立花委員 はつきり答弁を願ひたいのですが、三十二条の三で、特別会計から一般会計へ繰入れることができないのかできるのか、その二つでいい、どつちなんですか。

○奥野政府委員 特別会計から一般会計へ繰入れますことについては、禁止してないからできる、かように答へるわけでありまして、しかしながら三十二条の三項は議会の議決を経たらできましよう。できましようけれども、それを建前には書いてないのだというところを言うておるわけでありまして、これを建前には書いてないのかどうかといふ問題についてお答えをしようかといふ問題です。だから私は建前にしてない、しかしながらしりしりといふ建前だと言つておられますが、そういうことはどこにも書いてないじやないか。それならそれで特別にはつきり書いたらどうですか。

○奥野政府委員 建前は一般会計から特別会計へ繰入れをしないわけでありまして、しかし特別の場合にはできるわけでありまして、また同様に特別会計から一般会計へ繰入れることは建前はしないということでありまして、しかし特別の場合にはこういうことは禁止してない。

○立花委員 建前ができないならできないようにしなければだめだ。特別の場合だけそういう措置が必要なら、特別の場合にはつきり規定しておいて、特別にこういう使途に充てるために繰入れるということ、明確に規定すべきである。あなたの言うことは矛盾しているんじゃないか、建前はできないけれども、特別の場合にはできるのだという、そんなばかなことがあるか。

○立花委員 そんなことは言ひ訳なんで、あなたが認められていられるように、一般会計へ繰入れることができる規定なんだから、もしあなたの説明と、そのできるといふことと矛盾するといふので、できないようにされたらどうですか。できないようにされたらどうですか。あなたの趣旨に沿うのではないですか。

○奥野政府委員 私はたび／＼申し上げておりますように、特別会計で剰余金を出しまして、一般会計へ繰入れることを建前にしてあるかどうかといふ問題についてお答えをしようかといふ問題です。だから私は建前にしてない、しかしながらしりしりといふ建前だと言つておられますが、そういうことはどこにも書いてないじやないか。それならそれで特別にはつきり書いたらどうですか。

う読み方の点から、多少かわつて来るかもしれないが、これをすらすらと読んでいただきまして「その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と、ことさら断つておられますので、御了解願えらると思ひます。経済性の点につきましても、先ほど申し上げた通りであります。なお地方公営企業の特別会計の点につきましても、独立採算制を建前にしているわけでありまして、単にこの地方公営企業法のみならず、地方財政法の第六條にも同じような趣旨の規定を設けてあるわけでありまして、そういうふうな規定の配列から考えまして、当然この企業会計の運営の原則というものには、明瞭になつてゐるというふうなことは、解釈してゐるわけでありまして、ことさらにこまかな問題をあげませんで、個々の地方公共団体が住民の同意を得て、これらの運営に當るわけでありまして、住民の良識というものはわれわれは十分に信頼できるであらうというふうな考へておられます。

○立花委員 その考へ方が根本的に間違ひなもので、私も国鉄等が独立採算制をとりました際に反対いたしましたのも、独立採算制の結果、料金が上つて国民の負担を増し、逆に労働強化が起つて来るという建前で反対したのですが、現実にはやはりそうなるて来ており、この形を都電あるいは水道、電気ガス等に及ぼしますことは、私もは実際の経験から見ても、これはやはり市民の利益に反するものであり、結局においては公共企業の目的に沿わないことであるという観点から、私はこの問題を取上げておるわけですが、十八條の問題にいたしまして

も、そういう企業がほんとうに社会公共的な必要から赤字が出たり、経費がかさんだりいたしました場合には、これを一般会計から補填いたしますことは当然なもので、何を苦しんで、それを特別会計から返済しなければいけないという規定をつくる必要があるのか。公共企業というものはそういうものなんだ。あなたは税金のことを言つておられますが、税金はとれるところからとればいいので、一般会計からその自治体にとつて必要な、住民に不可欠なことをやつて行くのが、公共企業体の建前だと思ひます。それを一般会計から特別会計に繰入れたら、必ず返済しなければならぬという、これこそ矛盾してゐると思ひます。一体返済する基礎はどこにあるか。返済する基礎は料金の値上げしかないわけでは、一般会計から繰入れたものは、料金の値上げで返済しなければならぬということ、これは都民の負担でやるしかしかたがないことなんで、そういうやり方は間違つておるということ、私は指摘しておきたいと思ひます。

それからこの問題がやはり労働問題に關係して来るということ、私は指摘しておきたいと思ひます。こういう利潤追求、しかもあげられなかった利潤は一般会計が吸収し、補填されたものは必ず返済するといふような、こういうわく内では、そこに働いておるまことの労働者の賃金が決定されてくる、労働者の賃金も独立採算制のわく内で決定されるのだから、ここに大きな労働者の問題が出て来るわけなのであります。しかもここに働いておるまの労働者諸君は、地方公務員というわけで縛りつけて、地方公営企業労働関

係法でストライキ権まで禁止して、そして賃金をかつて決定し、しかもその賃金の決定のわくは、今言つたような経済性から出発したわく内で処置しようというんだから、ここに大きな問題があると思ひます。独立採算制の形あるいは経済性追求の形と賃金との問題をどう考へておるか、これを承りたい。これは私も非常に重大な問題なんで、こういう形でやられますと、公営企業に働いておる労働者が賃上げを要求いたします場合には、必ず料金の引上げが伴つて参らざるを得ないので、ここに公営企業の労働者と公営企業を利用いたします市民との間に、重大なる対立關係が生じて来るわけなんです。これはやはり労働者と市民とを分裂させようとする重大なやり陰謀的な計画だといふざるを得ないと思ひます。こういう問題をどう考へておられるか。故意にこういうことをおやりになつたのかどうか、ひとつそれを承りたい。

○奥野政府委員 前段の問題にいたしまして、公営企業が赤字を出すようであれば、一般会計から補填することを原則的に考へてよろしいじやないか、それは当然のことではなからうか、こういう御意見があつたように思ひます。あります。そこで私は一例を申し上げたいのでありますが、かりに水道事業で大穴をあけた。その水道事業はどこに給水しておるかといふことは、大工場にもつばら給水してゐる。そこで大穴をあけたものを、なぜ労働大衆からの租税負担で補填して行かなければならぬか、こゝ私はむしろお考え直しを願ひたいのであります。同じような問題は電気事業でありまして、ある

いは自動車事業でありまして、すべてについてそういうことが言えると思ひます。しかもよりよいというところも時と場合によつては、必要だろふと思ひますが、原則的にはそうあるべきじやないか、答へたいのであります。企業を利用する者は特定の者でありまして、特定の者がそれから特別に利益を受けるわけでありまして、受ける利益の程度において、相当の費用負担をして行くということこそ、建前に考へて行かなければならぬのじやないかという考へ方を、私もはいたして参つておるわけでありまして、ことにまたこれらの公営企業の中には、私営になりまして場合には、独占的な形態をとるものであります。私営企業であります場合には、どうしても利潤の追求ということが先頭に立つて参るわけでありまして、反面に公営企業であります場合には、公共の福祉ということがむしろ主眼になつて行くわけでありまして、そこから私たちは、公営企業につきましても、立花さんには逆におつしやるわけでありまして、でも、そこに社会政策も加味できるもので、料金についても社会政策的な運営が現実に行われてゐるのではないかと、いうことを指摘したいと考へておるわけでありまして、もとよりこれは賃金等につきましても、議会等が十分にそれらの問題につきましても、公正な判断を下すことができると思ひますのであります。住民全体ががやうな方向に、すべての問題というものを処理して行かなければならぬというふうな、期待してゐるわけでありまして、

○立花委員 そういうことは出ていないから問題にしてゐる。第三条では経

済性が基本原則だといつておる。だから社会性とか、公共性は第二の問題になつてゐるのです。だから私はあなたたちの目的とは、根本的に矛盾してゐるということ、を指摘してゐる。あなたの方言われた大工場へ給水して赤字が出た、それを労働者の負担で埋めるといふばかなことは、私は言つてゐないのです。大工場へ給水して赤字が出たら、これは水道経営者の責任なので、それはそれで処理すればいい。しかもそれを一般会計から埋めるといふことは、必ずしも労働大衆の負担ではありませぬので、これはあなたたちの提案された税法が悪いので、そういうものに賛成した連中が悪いので、一般会計からそういう公営企業の費用を出すということは決して矛盾しない。それは現在の制度そのものがいけない。建前としては自治体の経営する公営企業は、自治体の一般会計がその責めに任ずべきである。独立採算制の形は、これは現在政府あるいは地方自治体等がどうしておられますが、それは財政の破綻からやむを得ずという方向をとりつたのである、これが本来あるべき公営企業の経営のあり方ではないと私は思ふ。そういうことをはつきり認識させないと、とんでもない役割をこの法案が果たすことになり、公営企業で働いておる労働者と市民とを対立させ結果になるというところは明白なんです。何となれば、賃金の値上げには料金の値上げを伴わなければいけないので、こうなると、賃上げを要求する労働者と、料金の引下げを要求する市民との対立、摩擦は、必然的なことであり、ここに重大な問題がある。こういう形態をとる以上は必然的

またむしろそうしてもらわなければならぬ場合もあることを予定して、第十八条に一般会計から特別会計に繰入れる、またそういうものについては必ずしも繰入れを必要としないのだという規定を設けているのだということを私は申し上げているわけであります。

○立花委員 そういふことは大体もう都民としては実際上納得できないのです。料金というものは、そういう設備資金の費用や、バスの道路の改修費用に使つたものを含めて決定するべきものではないので、たか／＼バスの維持運営費くらいを料金として市民が、利用者負担すればいいのであつて、そういう巨大な金額を要するものにつきましては、特別にこれは都の一般会計の責任において、あるいは起債をするというのであれば、明確なる起債の保障をやつてつくるべきであつて、そういうものを私は料金でやるべきではないと思ふのであります。これは利用者の市民も一致して私は納得のできない規定じやないかと思ふ、こういうことを言つておきます。

それから同じ十八条で「特別の事由に因る」とありまして、特別の事由によつて一般会計から特別会計に繰入れるということがありますが、これは給与の改善も含んでおるかどうか、この点をひとつ聞いておきたい。

○奥野政府委員 特別の事由は別段限定しておりません。しかしながら過去の例についてみますと、物価統制が極端に進められておりました場合には、やはり料金の引上げを極度に押える、その反面に待遇改善費等が出ない、そういう場合には一般会計から繰入れられるという場合がございましたよう

に、将来もあり得ると思ひます。

○立花委員 その問題と関連してもう一つ聞いておきますが、先般も鈴木君に聞いておきつた答弁がなかつたのですが、行政協定第七条によりますところの、占領軍による公益事業の優先的利用という問題を、この問題と関連して、どうお考えになつておるか承つておきたい。

○奥野政府委員 地方公営企業をどのように利用して行くかということにつきましては、もとより地方公共団体の議会が基本的な方針をきめて行けばよいと思つてゐるのであります。地方公共団体の考えるところに従つて、場合によつてはアメリカ軍の便宜をはかる場合もございましょうし、ある場合には他の方面の便宜をはかる場合もあり得るだらうと思つてゐるのであります。

○立花委員 あなたひとつ行政協定の条文を見て答弁願ひたいと思ひます。ある場合はやつてもいい、ある場合にはやらぬでもないというような規定ではないわけなんです。優先的に利用する権利、権能を持つておるということをはつきり規定してあるのです。

○奥野政府委員 問題はどのような程度において要求され、どのような程度においてそれらの要求に応じて行くかというふうな問題に帰着するのだらうと思ひます。ただそういうふうな考え方がとられるというところは、今日のアメリカ軍と日本側との関係におきましては、当然だらうと思ふのであります。問題は良識をはすれたような要求がされることがあるかないかという問題でありまして、ここはやはり相互に信頼し合つて行くよりいたし方ないの

だらうというふうな考えるわけであります。

○立花委員 なぜ当然なんです。公営企業は一体何のためにある、だれの負担においてやられておるのです。そういうものが外国軍に優先的に利用されることが当然とは、一体どこから言えるのです。

○奥野政府委員 公営企業は、もとより公共の福祉をはかつて行かなければならないと思ひますが、広い意味においていへば治安を維持して行く、それに対して協力して行くというふうな場合に、それらに対して、また地方公共団体といたしまして、できるだけ便宜をはかつて行きますということが、やはりその立場から考えまして当然であらうというふうな考えでゐるわけであります。問題は要求の分量とか程度とか、そういう問題にかつて来るのではないだらうか、こういうふうな考へてゐるわけであります。

○立花委員 適当に協力して行けばいいというような規定じやないわけなんです。最も優先的に利用する権利を有すると、はつきりあるのです。住民に十分利用した上で、余力があればこれは協力してもいいというような規定じやないわけなので、住民よりも優先的に自治体よりも政府よりも、最も優先的に占領軍が、そういう公益事業を利用し得るという規定なんです。

○奥野政府委員 相互に協力し合う原則を書いたのだらうと思ふのであります。おそろくそれ以上非常識な要求等というものもないことを期待いたしたいし、またないようにお互いに力を尽さなければならぬというふうな考へております。

えております。

○立花委員 これ自体が非常識な要求なのです。特にこれが非常事態の場合であるとか、あるいはそういうことが制限されてあるならばまだしもですが、一般的にそういうことができる、優先的に公益事業を全部利用することができ、優先的になんです。日本国民よりも日本国会よりも優先的に利用することができ、こういう規定があるわけなのです。これはまさに私は非常識な規定だと思ふのです。しかもそれについてあなたは非常識なことは言わないだらうと思ふ、互いに協力して行けばいいのだと言われますが、それでは地方公営企業は安心して行くことができませんし、また利用者の市民といたしまして、心から納得して料金を負担することもできなくなつて来ると思ひますし、そういうものを経営して参りますという／＼他の費用は、租税で負担しているのですが、そういうものを私どもは払いたくないという気が出て来るのは当然だと思ふ。だからあなたの言われるように非常識な要求は出て来ない、話合ひでやつて行けばいいのだというところは落まされないので、政府としてはこれを明確にする必要があるし、あるいは自治庁としては、それじや公営企業については行政協定の第七条は、具体的にはどういうことなんだ、それはどういう機調でどういうふうな処理するのか、どういうふうな処理されたいかと考へてゐるということを明確にしないと、私はこの公営企業法案はいたずらに市民の負担において、占領軍の欲する路線、水道、ガス、電気、こういうものをつくらされる道具になつてしまふと言わ

ざるを得ないと思ふのですが、その点はどうお考えになつておるか。

○奥野政府委員 一応公営企業の将来の問題については、御心配のないように、もしかりにも心配しなければならぬ、十分努力いたしまして、そういう問題を防止したいと思ひておられます。

○立花委員 もう少し具体的にひとつ答弁願ひたいと思ひますが、こういう公営企業自体が……
「そんなばかなことを聞いてもしかたがない、それは関係ない」と呼ぶ者あり」
○吉田委員長代理 簡単に願ひます。

○立花委員 委員長、雑言をひとつ整理していただきたい。
自由党の方ではこれは関係ないと言つておられますが、これは行政協定には明らかに、公益事業及び公共の役務を優先的に享有するとありますので、あなたたちがつくりうとしておりますこの公営企業も、当然この規定の中に含まれて来るわけであります。でありますから、私たちはこの行政協定に規定する内容がどういふものであるか、これによつて今つくられようとしてゐる公営企業がどういふ影響を受け、どういふふうな利用されようとしてゐるか、これは当然問題にしなければならぬ問題だと私は思ふ。これは関係ないとは断じて言えませんので、行政協定は単に公営企業だけではないに、今の日本の行政あるいは政治全般にわたつて影響しておりますので、この点は私は明確にしておく必要があると思ふのです。しかも現在やはり行政協定自体の実施の問題、あるいはその他の問

題で、非常にアメリカ側と政府側に見の食い違いがあるという事も聞いておりますし、現実その下請業者の取引につきましても、非常な摩擦が起きておりました。非常に問題にいたしまして、民事上の裁判権の問題にいたしまして、非常にこの問題が起つておる。ある商社は二百六十万円ばかりの返済金まで要求されておるといふ事態が起つておりますので、私どもは特にこの公営企業のような行政協定に明確に規定されたものにつきましては、やはり明確にしておく必要がある。特に私どもが関心を持ちますのは、地方の住民が、住民の利益のために住民の負担に於いてつくられた公益事業が、彼らに何よりも優先的に利用されるという事は、一体これはどういふことなんでしょう。この問題は経費の問題にも関連いたして参りますし、あるいはまた運営の問題にも関連して参りますし、あるいは新設の設備の問題にも関係いたして参りますし、重大な問題だと思ひますので、具体的にこの点をどうお考えになつておるのか、そういうことを全然考慮なしに、こういうものをおつくりになつたのか、考慮されておるとすれば具体的にどういふふうに考慮されておるのか、これをひとつ承りたいと思ひます。

○奥野政府委員 われ／＼は行政協定というものは、相互に信頼を基調として設けられておる協定だと思ひます。従ひまして信頼を裏切るような問題が、かりそめにもありません。た場合には、日米合同委員会というものが設けられておりますので、できる限りそういうことが起らないように、そういう機会その他を通じて努力

したいと思ひます。ただいまのところ別段不安になるような問題は起きておりませんし、われ／＼としては予想いたしておりませんので、特別な規定は設けておらないのであります。そういうおそれが生じた場合には、すみやかに必要な処置をとりたいと思ひます。

○立花委員 おそれが生じない、――あなたは自治庁におられるからおそれを知らないだけなんで、最近GHQが市ヶ谷に移りまして、新しい水道の要求があり、バスの要求があるのであります。あるいは横田基地におきまして、新しい水道の要求があり、バスの要求があるのであります。ところが東京都はすでにバスの料金の値上げを行わなければならぬという計画を立ててゐるわけなんです。現実の問題になつて来ている。その問題を地方自治体としてはどう処理すればよいのか。政府としては自治体に対してどういふ方針を出すのか。これを明確にする必要がある。しかも初めから言つておりますように、住民は料金を負担し、それによつて自分たちのためのこういう公益事業をつくつてゐるのであるから、それが今言つたような形で料金が自分たちの必要からではなしに、占領軍の必要から料金が上つて来るという事は納得できないし、これを目の前に控へまして、住民の不満が大きき沸き上つてゐるのですが、この問題を解決する必要があると思ひます。あなたは信頼をもつて合同委員会が解決するだろうと言われておりますが、合同委員会が最終の決定をするものではありませんので、日本の国民はあくまでも日本の法律によつて、あるいは日本の自治体は

日本の法律によつて、こういう公益事業を運営するのであります。それなしには合同委員会の決定だけが自治体を拘束し、あるいは住民を拘束することにはならないことは御存じの通りなんです。だから合同委員会が信頼をもつてお互いに相談するというのはそれはよいのですが、どういふことを相談し、どういふ結果になる予想であり、どういふ法律をつくらうとしてゐるのか、これをひとつ明確にしてください。

○奥野政府委員 立花さんが御心配になるような事態であると、国民の多数が認識しておりますならば、国会においてわれ／＼は必要な措置がとられるであろうというふうに考へるわけでありまして、まだ措置がとられておりませんし、同様に国民がやはりその必要はないというふうに考へてゐるものだというふうに理解したいのであります。また住民が住居をかえました場合には、それに応じてバスの路線をかえたり、水道の布設を計画することが必要だと思ひますが、アメリカ軍の場合でありまして、そういう便宜を供与することは、これは企業として当然やるべきことだと思ひます。また東京都のバスが料金が高くなり過ぎるのではないかとという御心配もあるようでありまして、他の企業と大体同じ程度の料金を決定してゐるようでありまして、将来におきましても、大体同じような方針をとつて行かれるものであるというふうに考へております。

○立花委員 それはごまかしなんです、東京都の都民はすでにそういう理由で、バスの料金が上ることに反対してゐる、知らないのはあなただけです。しかもあなたは一般的にそういう需要が起つて、それを敷く場合と同じように扱へばよいと言われますが、決してそうではありませんので、一般と同じように扱つていない。料金は一般よりも非常に低い。利用も優先的に利用するといふような規定が明確にありません。一般の必要と比べることができない。一般の必要がありまして、優先的に向うにまわさなければいけないのだ、都民が必要とした場合がありまして、その設備をやめまして向うの必要に応じなければいけないという規定があるわけでありまして、これは当然問題にすべきではないか、こういうことが問題にされないで、何か一般の問題とこんがらかしてごまかそうといふことは、私は許すことのできない態度だと思ひます。しかも東京都民の間にはそういう問題が起つてゐる。これをあなたたちははおかむりで国民の間意見が起きてゐないのであるから、国会でも問題にならないのだし、自分たちも提案しないのだという態度はけしからぬと思ひます。何となればこの行政協定は政府が一方的に調印し、一方的に押しつけたものでありますから、一方的に押しつけたものに対する責任は当然あなたがたがとらなければならぬ。これは国民は承諾してゐない。これは政府が一方的に行政協定として調印したものです。だからそれに伴うところの国民の負担の増大は、これは当然国民が言わなくても、政府自身がやらなければいけない、その点はどうなんですか。

○奥野政府委員 もとより国民の中にはソ連に接近することを期待する人もおられますし、あるいはアメリカに接近することを期待してゐる人もおられます。私は東京都においてどういふ問題が起きているかというところにつきましては、一人も共産党の人たちが考えられるようなことを考へてゐる人がないと思ひます。私どもは多数の意向といふものを基調にして考へて行かなければならぬと思ひますので、東京都の場合におきまして、別段東京都議会が、どういふふうな意思決定をしたという事も承知してゐるわけでありまして、さういふに申し上げておるわけでありまして、

○立花委員 それと関連いたしますのは、第十五条の補助職員の問題ですが、こういう公営企業に管理者が補助職員を任命することができるとありますが、これは外人を任命することができるといふのか、これをひとつ承りたい。

○佐久間政府委員 外人を地方公務員に採用することができるといふ御質問のようではあります。地方公務員法には、別段禁止をしてゐる規定はございませんので、採用することはさしつかえないと思ひます。ただ地方公務員法には服務の規定がございますので、その服務の規定を全部遵守して行く上、外人が適当であるかどうかにつきましては、具体的にいろいろ問題があるかと思ひます。

○吉田委員長代理 立花委員に申し上げます。まだ質疑の通告がありますが、大体あなたは一時間以上おやりになつておりますので、簡単に願ひます。

○立花委員 今の答弁で明らかに

ましたように、企業全体が占領軍の優先的な利用にまかす、しかもその職員の中に外人を雇い入れてもよろしいという事になりますと、まづたゞこれは外人のためのパスを引いたり水道を引いたりする公営企業になつてしまふわけなんです。私はこういう規定は禁止しておいたらよろしい。行政整理とかなんとかで、日本人の職員の首をど

とは、現実の問題としてはないと思うのであります。またそういうことをこの条文が積極的に強要しているという趣旨にもとれないというふうに、私もは考へてゐるのでございます。

○立花委員 それから労働者と管理者との関係ですが、管理者は当該地方公共団体を代表するという規定がありま

後段の労働協約の相手方を管理者にしていいではないか、その規定をはつきり書いてないのは、どういうわけだ

○佐久間政府委員 これは公営企業の職員についてだけの問題ではござい

○立花委員 さいぜんからる言つて

○佐久間政府委員 第九条におきま

○立花委員 さいぜんからる言つて

○佐久間政府委員 第九条におきま

○立花委員 さいぜんからる言つて

いま参議院で審議中の地公労法と非常に大きな関係がありますので、その関係を少し聞いておきたいのですが、なぜこんなものを分離してお書きになつたのかという問題があるわけですね。労働三法に対する労働者の攻撃が、主として労働法あるいは労働基準法に集中されておりました、この法案に対する闘争がごまかされる危険が非常にあるわけですね。政府もそれをねらつておられるのだらうと思つてゐます。ところがこの法案は非常にひどい規定を持つておりまして、もちろんこれはストライキを禁止している点があります。が「正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。」とのような禁止された行為を共謀し、そのがし、又はあつてはならない。」というふうな非常に峻烈な規定がある。しかもこういうことをやりましたものに対しては、第十二条によりまして一切の労働関係法による救済規定を拒否しておる。これだとまったく言葉通り切捨てごめんなんです、共謀し、そのがし、あつてというふうな非常に不明確な、だれでもひつかけられるような規定をつくり、しかもそれは正常な運営を阻害するというような、これまたあいまいな規定にそういうやつをつつける。そしてそういうものに違反したものは、一切の労働関係法の救済規定を無視して罰首するということは、まったくこれは人権蹂躪、基本的権利の侵害だと思つてゐます。しかも最近青森の場合に、自治庁が進言いたしました、内閣総理大臣から執行停止の申請を出しましたように、こういうもので首切られたものに対して裁判所に訴えまして、裁判所が執行停止を

命じますと、それを総理大臣の権限においてストップするというようなことが行われまして、まったく労働者は奴隷的な首切りの状態に陥らざるを得ないと思つておる。この点をどうお考えになつておるか。しかもさいせんから検討のうちに現れて参りましたように、企業自体は、まったく私企業と何らかのわりはないところの利潤を追求する機関になり下つておる。ところがそこに従事いたします労働者だけは、地方公務員というわくを齎せられまして、しかも地方公務員という齎せられたくひによりまして、こういうまつたくひどい取扱い、切捨てごめんの取扱を受けざるわけですね。この点をどうお考えになつておるのか、これをひとつ承りたいと思つてゐます。

○佐久間政府委員　まず前段の、地方公営企業労働関係法と二つにわけたのは、どういうわけかというお尋ねでございますが、これにつきましては、この法案の内容といたしておりますところ、国会で御審議を願います場合に、一方は労働委員会、一方は地方行政委員会と主として御審議になることになつております便宜もありますし、政府部内におきまして、他方は労働省、一方は地方自治庁を主体にして立案をいたしております関係もございまして、別個の二本建の法律案といたしておるのでございまして、それ以外に別に他意があるわけではございません。後段の争議行為の禁止の規定でございますが、これは現在地方公営企業労働関係法が、大体その建前を踏襲をいたしております公共企業体労働関係法の規定と同じ趣旨の規定を設けたのでございまして、やはり御指摘のように、

民間の労働者と同じような労働をいたしておるものでございすけれども、一方地方公務員といたしまして、住民全体の奉仕者という形をとつておりますので、従いましてこのような公共企業体労働関係法にありますが、規定を置きますことは、当然であらうというふうにお考えしております。

「飯を食わせる」と呼び、その他発言する者あり

○立花委員　飯を食わせるという要求が出ておりますので、休憩にして、質問はまた継続したら……。

○吉田(吉)委員長代理　暫時休憩いたします。

午後一時十八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕